

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に係る事務取扱要綱の制定
について（概要）

（平成 24 年 3 月 12 日 例規第 4 号 神生総発第 34 号）
最終改正 平成 26 年 8 月 15 日 例規第 35 号 神総発第 255 号

この要綱は、別に定めのあるもののほか、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則並びに神奈川県警察諸営業、銃砲刀剣類等事務取扱規程の規定に基づき、神奈川県警察で行う風俗営業、性風俗関連特殊営業及び深夜における酒類提供飲食店営業の許可、承認等に係る事務手続に関し必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)

第 2 章 風俗営業

第 1 節 許可等

第 1 款 許可(第 4 条―第 13 条)

第 2 款 相続、合併及び分割(第 14 条―第 21 条)

第 2 節 変更承認等

第 1 款 変更承認(第 22 条―第 26 条)

第 2 款 変更届出(第 27 条―第 30 条)

第 3 節 特例風俗営業者の認定(第 31 条―第 39 条)

第 4 節 遊技機の認定等(第 40 条―第 44 条)

第 5 節 浄化協会への事業委託(第 45 条・第 46 条)

第 3 章 性風俗関連特殊営業(第 47 条―第 55 条)

第 4 章 深夜における酒類提供飲食店営業(第 56 条―第 58 条)

等である。